

財務省近畿財務局
局長 池田篤彦 殿

2013年 3月 7日

日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所

「金融円滑化法」のさらなる延長と、中小企業等金融のさらなる強化についての要望

貴局の国民生活、日本経済への貢献に敬意を表します。

現下の金融情勢において、特に厳しい状況にある中小・零細企業の事業者や、住宅ローンの借り手の方々を支援し、貸し渋り・貸しはがし対策を行うために施行された金融円滑化法がこの3月末で打ち切れようとしています。それによる取引企業の連鎖倒産を心配する声も広がっています。中小企業の経営と国民の暮らしを支援してきた仕組みを断ち切るべきではありません。

2012年11月1日の金融担当大臣談話では、金融機関が「貸し付け条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということ、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません」と、法期限がきてもその精神は続くことを示し、「金融検査マニュアル等で措置されている、中小企業向け融資に当たり貸し付け条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません」と、従来基準では返済条件を変更した「要注意先」の貸し出しであっても、実態に合わせて正常債権として扱う（=不良債権扱いしない）という、「金融検査マニュアル」の措置は恒久措置であることを述べました。この徹底が求められています。

特に金融円滑化法は、借り手から貸付条件変更を申し出た場合、金融機関がそれに応じるよう努力することを定めた法律であり、金融機関に対して、同法を遂行するための体制整備と実施状況の報告を義務づけ、虚偽報告に対する罰則規定もありました。また政府はこれを国民に公表することになっていました。このルールが円滑化法の実効性を保障するものとなっており、「法期限がきてこのルールもなくなれば、大臣談話で示された中身が保障されるのか」という不安の声もあがっています。

中小企業の経営環境が苦しい時に、金融機関が返済条件などを緩和して支援するというのは当然の社会的責任です。中小企業を「経済のけん引力」と位置付けた中小企業憲章の立場で、金融円滑化法の延長と中小企業金融の抜本的な強化を求めて以下を要望します。

【記】

- 「金融円滑化法」が広く活用されてきた実態を踏まえ、打ち切りをやめ、当面延長し、恒久化をめざすことを求めます。
 - ・ 金融円滑化法は、不況で苦しむ中小企業と個人を支える役割を果たしてきたと考えるが、同法が果たしてきた役割について貴局の評価をお聞かせいただきたい。
 - ・ 貴局でつかんでおられる、昨年9月末時点以降の最新の条件変更の件数等の状況を公表していただきたい。
 - ・ そのうち、住宅ローンの金利引き下げに応じた件数を公表していただきたい。

- たとえ法期限が終了しても、「貸し渋り・貸しはがし」などの事態が広がり、中小・零細企業の資金繰りに支障をきたさないよう、大臣談話を金融機関に徹底すること。金融機関からも、大臣談話にそった対応をすることを、借り手に対して周知徹底するようにしていただきたい。
 - ・ 法期限がきたことをもって、返済条件を元に戻すなどの事態が生まれないように指導していただきたい。
 - ・ 金融機関に対して課せられた報告義務は、金融円滑化法の実効性を保障するものとなっており、「貸し付け条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません」（大臣談話）のであれば、条件変更の申し入れ件数、実行数、拒絶数など現状と同様の報告を行政庁に対して行うことを、引き続き金融機関に対して義務づけていただきたい。

- 借り手の不安に丁寧に対応するとともに、大臣談話の趣旨から踏み外した実態があればそれを改善する「相談窓口」の体制整備をおこなっていただきたい。

以上